

給付金等事業不正対応等事業

令和4年度予算額 8.4億円（新規）

事業の内容

事業目的・概要

- 国民の税金が原資である持続化給付金、家賃支援給付金、一時支援金及び月次支援金（以下「給付金等」といいます。）を不正に受給した者から債権を回収するには不正受給の認定や、不正受給者への督促等を適切に実施することは必要不可欠です。
- 本事業では給付金等の不正受給認定のための調査、警察からの捜査協力に対する対応を行い、不正受給認定を実施していくとともに、債権を適切に管理し、不正受給認定を行った者に対して、督促や財産調査等を通じた確実な債権回収を実施します。
- また、給付要件を満たさないにも関わらず、誤って申請を行い、受給してしまった場合については自主返還を受け付ける等、併せて給付金等事業の適正化を図ります。

成果目標

- 不正受給を原因とする債権の確実な回収を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

（1）不正受給者からの確実な債権回収

- 給付金等事務局の事業終了後も引き続き、不正受給に関する調査や警察への捜査協力等を実施します。
- また、不正受給者に対する督促や財産調査等の対応を通じた確実な債権回収を目指します。

（2）不正通報、自主返還窓口

- 給付要件を満たさないにも関わらず、誤って申請を行い、受給してしまった申請者に対して自主返還を受け付ける窓口を開設します。
- また、不正受給に関する通報等も受け付ける窓口を開設します。

<参考> 不正受給及び自主返還について
([経済産業省ホームページ](#))

